

## 文京区景観づくり審議会区民公募委員選考要領

25文都計第10119号 平成25年12月27日決定

25文都計第10381号 平成26年 3月31日決定

28文都都第 254号 平成29年 2月 3日決定

### (目的)

第1条 この要領は、文京区景観づくり審議会区民公募委員募集要領（25文都計第10119号。以下「募集要領」という。）第6条に規定する区民公募委員の選考について必要な事項を定める。

### (選考委員会)

第2条 区民公募委員を選考するため、文京区景観づくり審議会区民公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 選考委員会の委員は、委員長、副委員長及び委員とする。
- 3 委員長は、都市計画部長の職にある者とし、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 副委員長は、住環境課長の職にある者とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、委員長が指定する者2人とする。

### (会議)

第3条 選考委員会は、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、公平かつ公正に運営するものとし、委員は自らの判断に基づき評価等を行う。
- 4 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に選考委員会へ出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、非公開とする。

### (選考方法)

第4条 選考は、一次選考及び二次選考により行う。

### (一次選考)

第5条 一次選考は、副委員長及び委員（以下「採点者」という。）の3人が、募集要領第5条第1項に規定する作文（同条第3項の規定による応募のあった者については、当該作文の情報）に対し、別表第1に掲げる各項目について、採点基準を基に採点し、採点者1人100点満点合計300点満点で採点する。

- 2 一次選考通過者は、210点以上の者とする。

### (二次選考)

第6条 二次選考は、各採点者が、前条第2項に規定する一次選考通過者に対し面接を行い、別表第2に掲げる各項目について、採点基準を基に採点し、採点者1人100点満点合計300点満点で採点する。

- 2 二次選考通過者は、210点以上の者とする。

(区民公募委員の選考)

第7条 選考委員会は、前条第2項に規定する二次選考通過者から、募集要領第5条第1項の規定による申込書(同条第3項の規定による応募のあった者については、申込書に記載すべき必要事項の情報)を参酌して区民公募委員を選考する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、区民公募委員の選考に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

項目	採点基準	配点
意欲度	問題に対し、積極的に取り組む姿勢が感じられること。	20
理解度	問題点をきちんと把握し、認識していること。	20
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく書かれていること。	20
論理性	文章が論理的で、説得力に富んでいること。	20
創造性	広い視野で、先見性や創造性に富んでいること。	20
採点者 1人合計		100

採点者3人の合計300点満点

別表第2（第6条関係）

項目	採点基準	配点
意欲度	問題に対し、積極的に取り組む姿勢が感じられること。	20
理解度	問題点をきちんと把握し、認識していること。	20
表現力	自分の意見が正確に分かりやすく発言できること。	20
論理性	発言が論理的で、説得力に富んでいること。	20
創造性	広い視野で、先見性や創造性に富んでいること。	20
採点者 1人合計		100

採点者3人の合計300点満点